

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 7 日

局内関係各課（室）長 様
関係各事務（管理）所長・センター長 様

総務部 財 産 管 理 官
企画部 技術調整管理官

資材置場及び工事現場等の「盗難」防止の強化について（通知）

標記について、「資材置場に保管されている工事材料品及び発生品の盗難防止について」（平成 31 年 3 月 27 日付け事務連絡）において、各事務所あて適正な管理をお願いしているところではありますが、関東地方整備局管内では、昨年度から資材置場及び工事現場において工事用資機材（敷鉄板、ガードレール等）や発生品（鋼材、鉄屑等）の盗難が多発していることから、改めて盗難防止の強化対策例を別添のとおり取りまとめましたので通知いたします。

各事務（管理）所においては、別添を参考に、資材置場及び工事現場等の盗難防止対策のより一層の強化に努めていただきますよう、所内関係者及び工事現場関係者への周知をお願いいたします。

【問い合わせ先】

・ 物品の亡失について

総務部 契約課 建設専門官（2515）
管財第二係（2546・2547）

・ 工事現場に関する盗難について

企画部 技術調査課 課長補佐（3252）
施工体制・現場管理係（3271・3290）

事務連絡 令和6年8月7日

資材置場及び工事現場等の「盗難」防止の強化について（通知）

【局内関係各課（室）長】

河川部 河川工事課長
河川部 河川管理課長
道路部 道路工事課長
道路部 道路管理課長
道路部 交通対策課長
建政部 公園利活用推進センター長
営繕部 保全指導・監督室長

【関係各事務（管理）所長】

利根川上流河川事務所長
利根川下流河川事務所長
霞ヶ浦河川事務所長
久慈川緊急治水対策事務所長
霞ヶ浦導水工事事務所長
江戸川河川事務所長
渡良瀬川河川事務所長
下館河川事務所長
荒川上流河川事務所長
荒川調節池工事事務所
荒川下流河川事務所長
京浜河川事務所長
利根川水系砂防事務所長
日光砂防事務所長
富士川砂防事務所長

利根川ダム統合管理事務所長
鬼怒川ダム統合管理事務所長
相模川水系広域ダム管理事務所長
二瀬ダム管理所長
品木ダム水質管理所長

東京国道事務所長
相武国道事務所長
首都国道事務所長
川崎国道事務所長
横浜国道事務所長
大宮国道事務所長
北首都国道事務所長
千葉国道事務所長
常総国道事務所長
宇都宮国道事務所長
長野国道事務所長
東京外かく環状国道事務所長
関東道路メンテナンスセンター長
常陸河川国道事務所長
高崎河川国道事務所長
甲府河川国道事務所長

国営常陸海浜公園事務所長
国営昭和記念公園事務所長

関東技術事務所長

東京第一営繕事務所長
東京第二営繕事務所長
甲武営繕事務所長
宇都宮営繕事務所長
横浜営繕事務所長
長野営繕事務所長

(別添)

【資材置場及び工事現場等の盗難防止の強化対策例】

① 売り払い可能な発生品の速やかな売り払いの実施

盗難による亡失に遭わないためには、その対象となる鉄屑等の発生品の保管期間を短くすることが最も有効な対応策です。このため、少額随意契約の活用も含め、保管期間１年以内を目処に、売り払いが可能な状況になり次第、速やかに売り払いの実施をお願いいたします。

また、連休時期・お盆休み・年末年始といった長期休業期間の前には、買受け業者へ鉄屑等の引渡しを完了するように、計画的に売り払いを実施し、長期休業期間中は資材置場等での鉄屑等の保管量を極力少なくすることも有効です。

② 盗難防止を考慮した保管場所の選定

資機材等の保管場所は盗難防止を考慮し、職員の目が届きやすくフェンスや門扉等が整備されている場所を選定していただきますようお願いいたします。出張所構内（倉庫）等で集約して保管することも盗難防止の有効な手段となります。特に、鉄屑やアルミくず等の高価となるものや小重量のものは、できるかぎり出張所倉庫等屋内での保管をお願いいたします。（物理的に大きいものや重量が多いもの等は除きます。）

③ 保管している資機材・発生品を部外者の目につきにくくする

資材置場に保管してある発生品の種類や数量等が外部から分かりにくいように、鉄屑等をブルーシート等で梱包したり、保管場所のフェンスに木板等を貼り付けたりするなどの周囲から見えないように保管をお願いいたします。

④ 保管している資機材・発生品を物理的に盗難困難な状態にする

例えば、敷鉄板同士を溶接、ボルト、鎖等により連結し盗難が困難な状態にする、ペンキ等で目印を付けて抑止する、また、設置期間が長い場合は敷鉄板に代えて採石や舗装による通路化を行い、敷鉄板の設置枚数を減らすなど、物理的に盗難が起りにくい状態にするようお願いいたします。

⑤ 門扉・錠前の強化等

資材置場への進入方法として一番多いのが、門扉に取り付けてある錠前の破壊及びチェーンの切断があげられます。また、錠前が特殊なものである場合には、当該錠前の取付け箇所を破壊して門扉を開けている場合もあります。

門扉に関しては錠前の取付け箇所の厚みを増す等の補強を施し、通常の南京錠やダイヤル錠の他に、ドリルやノコギリ等の攻撃に強い堅牢な素材と耐破壊構造を持つ錠前を追加する等、門扉・錠前の強化と複数施錠をお願いいたします。

また、施錠の強化に合わせ、出入り口に大型土のうや重機などの重量物の設置、タ

イヤパルク罫の設置などにより、ユニック車等の侵入が困難な状態にすることも効果的です。

⑥ 防犯カメラ、センサーライト、振動感知式アラーム等の設置

防犯カメラは、設置してあることで盗難の抑止効果があり、また、盗難にあった場合には、事後対応（警察への写真等による情報提供）に用いることができます。

ダミーカメラという録画機能の無いものがあります。これは、防犯カメラの代わりに設置することにより、盗難の抑止効果を狙うものです。

防犯カメラ（ダミーカメラを含む）設置の際には、「防犯カメラ作動中」といった、カメラの設置をアピールするような張り紙や「警戒中」等の立看板を門扉やフェンスへ設置しておくのも効果的です。

人の動きに反応してライトが点灯する人感センサー付きのライトや、振動や門扉の開放を感知して作動するアラーム（警報機）をフェンス付近や門扉に設置することで、警戒している事をアピールすることにより盗難の抑止を図ります。

センサーライト等は、太陽電池により作動するものもあり、このようなものであれば電源確保の必要はありません。

誤発報が少なくなるように設置箇所や設置方法について検討をした上で用いれば、効果的です。

また、資機材に発信器、ICチップを取付け可能であれば、仮に盗難が発生したとしても早期の発見や再犯防止に繋がることが期待出来ます。

⑦ 近隣住民への協力体制構築

資材置場付近で不審な事象があった場合の近隣住民からの通報体制を整えておくことも対策の一つとして有効と考えられます。

例えば、工事現場であれば作業を行わない日程や時間帯を周知しておく、不審な事象があった場合の緊急連絡先を周知（もしくは掲示）しておくなど、作業員の不在時に近隣住民から通報をいただけるような体制を構築することが考えられます。

⑧ 保管場所の現状確認、整備

保管場所のフェンスの状況・破損の有無、門扉・鍵の施錠状況等保管場所の現状等を定期的に確認いただきますようお願いいたします。

⑨ 職員による保管物品の確認

定期的又は機会がある（保管場所や近隣地に行く用事があるとき等）毎に、職員が保管物品の種類、数量等の確認を行うなど、物品等を保管しているということを常時、意識していただきますようお願いいたします。

また、確認の際には日付け入りの写真を撮影するなど、確認の実績を記録するとともに、公告や現場説明の直前にも所在確認をお願いいたします。

⑩ 巡視（パトロール等）の実施

現在、実施されている定期的・定時的な巡視やパトロールに加え、不定期の巡視等を実施していただきますようお願いいたします。

巡視等の際に、デジタルカメラ等による定点撮影を行うことも、資材置場の異常を発見するために効果的です。なお、巡視等で盗難被害を発見する多くの場合は、施錠箇所の異常（出入り口の門扉が開けっ放しである、チェーンが切断されている等）やフェンスが破損しているといった外観上の異常から発見します。稀に、窃盗犯が準備した錠前で施錠している場合があります。この場合、外観上の確認では異常が無いように見えてしまい、発見が遅れる可能性があります。巡視の際には、門扉や施錠の確認も併せて行って頂きますようお願いいたします。

上記を参考として、改めて盗難防止対策のより一層の強化に努めていただきますようお願いいたします。